

農作業料金・農業労賃に関する 調査結果

[令和6年度]

令和7年3月

(一社) 熊本県農業会議

はじめに

この調査結果は、全国農業会議所の指導のもとに市町村農業委員会の協力を得て実施した「令和6年農作業料金・農業労賃に関する調査」の結果を県農業会議が取りまとめたものです。

調査結果によると、個人農家の部分受託料金については「耕起から代かきまで」が12,462円（対前年比1.4%上昇）となり、生産組織の受託料金については「耕起から代かきまで」が11,696円（対前年比1.7%下降）となりました。

また、オペレータ賃金については、県平均の「1時間あたり」では、「トラクター」が1,259円（対前年比7.6%下降）、「田植機」が1,272円（対前年比3.1%下降）、「コンバイン」が1,517円（対前年比6.8%上昇）となりました。

さらに、各臨時雇賃金について、1日当たりの支払総額（「現金支払額」＋「その他の費用」）の県平均をみると「農作業一般の専門作業」が男性10,160円（対前年比9.2%上昇）、女性9,505円（対前年比2.0%上昇）となりました。農業就業者の減少や担い手不足などが進行するなかで、農業労働力の確保・調整をはじめ、適正な農業臨時雇賃金や各種農作業受託（請負）料金の設定並びに協定賃金の策定などは、労働力の不均衡の是正や農業経営の安定的発展、人材確保を図るうえで益々重要になってくると思われます。

本資料を関連の諸事業・活動にご活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、本調査の実施にあたって、ご尽力とご苦労いただきました市町村農業委員会に対し、深く感謝申し上げます。

令和7年3月

一般社団法人熊本県農業会議

目 次

I. 調査にあたって	3
1. 調査の目的	
2. 調査の方法	
3. 調査の時期及び期間	
4. 調査の集計及び分析	
5. 調査項目	
6. 調査票記入上の約束事項	
II. 調査結果の概要	6
1. 水稻作一般の作業受託料金の水準について	6
(1) 部分作業の受託料金	
(2) 全面作業の受託料金	
2. オペレータ賃金について	11
3. 農業臨時雇賃金について	12
(1) 1日当たりの現金支払額	
(2) 熊本県最低賃金額との比較	
(3) 1日当たりの支払総額	
(4) 1日当たりの労働時間	
4. 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）について . . .	29
5. 通勤他産業の賃金について	31
(1) 臨時雇用（パート）賃金	
(2) 主要産業（農外）の恒常的賃金	
6. 農業委員会（地区）内の農外諸賃金について	34

I. 調査にあたって

1. 調査の目的

最近の農業労働事情は、農業就業者の高齢化、担い手不足、さらには人口減少社会などを背景に雇用労働力の確保が困難になるなど、課題も生じており、これらの諸事情に鑑み、農業・農村における労働事情について、一層の把握に努め、今後、適正かつ合理的に標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進等を通じ、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的に調査をした。

2. 調査の方法

全国農業会議所が作成した調査票に基づき、県農業会議が支援し、市町村農業委員会が調査を行った。

調査対象は、農業委員会単位とする。

3. 調査の時期及び期間

令和6年12月31日を調査時点とし、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間を調査対象期間とした。

4. 調査の集計及び分析

県の行政区分に従って11地区に区分し、集計及び分析を行った。

5. 調査項目

- (1) 水稻作の部分・全面作業受託料金の水準
- (2) オペレータ賃金額
- (3) 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
- (4) 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況
- (5) 地区内の農外諸賃金の水準

6. 調査票記入上の約束事項

(1) 部分作業の受託料金

- ① 地区における水稻作の作業受託料金の一般的な水準（10aあたり）を記入する。ただし、「育苗」は、1箱当たりの料金とその地域で標準的な10a当たりの箱数の両方を記入する。「乾燥・調整」は60kg当たりの料金を記入する。

- ② 個人農家と生産組織等に区分して記入する。

生産組織等とは、個人農家からなる生産組織、生産法人、JA等を指す。

地区内に水稻作作業を受託する生産組織等が複数ある場合、あるいは料金が異なる場合は、最も標準的な料金を記入する。

- ③ 各作業について

ア 育苗

種子代を含めた育苗の受託料金を、稚苗と中苗について記入する

イ 耕起

2回以上が通常である地域は、その回数による金額を記入する。

ウ 代かき

代かきは、荒代から中代・植え代までの代かき作業を完遂するものとし、その料金を記入する。

エ 耕起から代かきまで

耕起から代かきまで一貫した受託料金を記入する。

オ 機械田植

田植機による受託料金で、苗代金は除くものとする。苗代金込みの受託が一般的な地域にあっては、その苗代金を差し引いて記入する。移植する苗の種類により料金が異なる場合は、その地域で一般的に普及している苗による料金を記入する。補植まで込みの受託作業が一般的な地域にあっては、その金額を記入する。

カ 防除

農薬散布による防除作業、薬剤費を含まない1回の場合の料金とする。航空防除の場合、除草剤の散布は除く。

キ 機械刈取

コンバインによる刈り取りとする。この場合「結束なし」とし、モミの運搬は含めない。

ク 刈取から乾燥・調整まで

コンバイン体系をとっている場合の刈り取りから乾燥・調整までの一貫した収穫作業の料金を記入する。従ってモミの運搬を含む。

ケ 乾燥・調整（60kgあたり）

乾燥・調整の料金を記入する。一石（150kg）は60kgあたりに換算して記入する。水分含有率、乾燥・調整方法により料金差がある場合は、その地域で最も一般的なものについて記入する。

（2）全面作業の受託料金

全面作業受託は、耕起・代かきから乾燥・調整作業までをいい、除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する場合（これらの経費が込みの場合）と委託者が負担する場合（これらの経費が別の場合）とに分けて記入する。

（3）オペレータ賃金

機械を持ち込まずに単なるオペレータとして雇われる場合の賃金を記入する。従って、純然たる労働賃金であり、機械の使用料金、償却費、燃料費は含まない。

また、ＪＡ職員によるオペレータは対象から除外する。

(４) 農業臨時雇賃金

- ① 地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額（１日当たり）を記入する。
- ② 「農業臨時雇」とは、農作業に関する「臨時的雇用者」を指す。年雇（年間６ヶ月以上継続雇用）、季節雇（年間１ヶ月以上６ヶ月未満の継続雇用）を除く。
- ③ 「現金支払額」については、超過勤務手当などが支給されている場合には、それも含めることとする。
- ④ 「その他の費用」とは、現金支払額以外に要する諸費用、食事、小昼等の賄いの評価額及び車等による送迎費、土産代等の合計額を記入する。
- ⑤ 「労働時間」は、臨時雇が１日の作業を開始してから終了するまでとする。
また、休憩時間、超過時間も含める。すなわち、１日の拘束時間を指す。

(５) 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）

- ① 地区内で当該料金等の標準（協定）を定めているかどうかを記入する。
- ② 標準（協定）を定めている場合、どのような標準（協定）賃金・料金を定めているかを記入する。
- ③ 標準（協定）賃金・料金を定めている機関を記入する。
- ④ 標準（協定）賃金・料金がどの程度守られているか該当するものを一つ選んで記入する。

(６) 臨時雇用（パート）賃金

地区並びに近郊（通勤可能範囲）における臨時雇用（パート）賃金について、業種ごとに平均的な１日当たり（８時間）の金額を記入する。

(７) 主要産業（農外）の恒常的賃金

調査対象地区並びに近郊（通勤可能範囲）における主要産業（農外）について、３０歳を基準として男女の恒常的賃金の１日当たりの水準を記入する。あくまで、恒常的な雇用形態（６ヶ月以上勤務の場合）をとるものとし、その算出については、本給及び諸手当を含めた年間給与を 12×25 分の１にして日当換算する。

(８) 農外諸賃金

地区における農外諸賃金について記入する。

Ⅱ. 調査結果の概要

1. 水稲作一般の作業受託料金の水準について（表 1、2－1、2－2、3、4）

水稲作一般の作業受託料金については、受託主体を個人農家と生産組織（個人農家からなる生産組織、生産法人、ＪＡ等を指す）とに分類し、それぞれ、部分作業と全面作業の受託料金を調査した。

（１）部分作業の受託料金

個人農家の受託料金について作業別にみると、回答農業委員会数に多少の違いがあるが、「耕起から代かきまで」は 12,462 円、「耕起」は 6,494 円、「代かき」は 6,321 円、「機械田植」は 6,566 円、「機械刈取（コンバイン）」は 13,983 円となった。

また、生産組織の受託料金について作業別にみると、「耕起から代かきまで」は 11,696 円、「耕起」は 6,311 円、「代かき」は 6,633 円、「機械田植」は 6,503 円、「機械刈取（コンバイン）」は 13,799 円となった。

表 1 水稲作一般の作業受託料金額と回答農業委員会数（県平均）

（10a 当たり：円、箱数）

受託主体 作業別			個 人 農 家		生 産 組 織	
			農委会数	金 額	農委会数	金 額
(種 育 子 苗 代 含)	稚苗	1箱当り(円)	17	563	8	584
		10a当り箱数	17	22	8	21
	中苗	1箱当り(円)	17	533	9	547
		10a当り箱数	17	21	9	21
耕起から代かきまで(一貫)			29	12,462	16	11,696
	耕 起		37	6,494	20	6,311
	代 か き		37	6,321	19	6,633
機械田植(苗代別)			36	6,566	21	6,503
防除(1回当り)			20	2,160	15	2,835
機械刈取(コンバイン)			37	13,983	22	13,799
刈取から乾燥・調整まで			27	26,418	12	25,936
乾燥・調整(60kg当り)			25	1,498	10	1,702

表2-1 受託主体別・水稻作一般の作業受託料金(個人農家、地区別)

(単位:円、箱数)

	個人				農家			
	育苗		苗		機械田植 (苗代別)	防除	機械刈取 (コンバイン)	稲刈から乾燥・調整 まで
	稚 一箱当り	107-ル当り	中 一箱当り	苗 107-ル当り				
熊本					(1)	(1)	(1)	(1)
					15,400	7,700	7,700	33,000
宇城					(1)	(2)	(2)	
					13,000	6,205	6,205	
玉名	(2)	(2)	(3)	(3)	(5)	(6)	(5)	(4)
	532	21	500	22	12,255	6,758	5,600	31,102
鹿本			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
			455	25	9,091	5,455	4,545	
菊池					(1)	(1)	(1)	(1)
					15,400	5,500	9,900	31,394
阿蘇	(5)	(5)	(3)	(3)	(5)	(6)	(6)	(7)
	648	19	638	18	15,415	6,939	7,407	26,505
上益城	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)	(5)	(5)	(2)
	559	22	597	22	12,139	6,918	6,999	26,749
八代	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)
	378	33	403	28	15,364	9,909	5,455	25,800
芦北	(1)	(1)			(1)	(1)	(1)	
	650	20				7,400	9,130	
球磨	(2)	(2)	(4)	(4)	(7)	(9)	(10)	(9)
	510	18	500	19	9,792	4,813	5,209	22,994
天草	(1)	(1)			(3)	(3)	(3)	(1)
	600	20			11,485	7,303	6,591	21,600
県平均	(17)	(17)	(17)	(17)	(29)	(37)	(37)	(27)
	563	22	533	21	12,462	6,494	6,321	26,418

(注) 1 () 内は回答農業委員会数

2 「乾燥・調整のみ」は60kg当たりの料金、それ以外の作業は10a当たり。

表2-2 受託主体別・水稻作一般の作業受託料金(生産組織等、地区別)

(単位:円、箱数)

	生 産 組 織 等						
	育 苗		耕起から代かきまで 一 貫 耕 起 代 か き	機械田植 (苗代別)	防 除	機械刈取 (コンバイン)	稲刈から乾燥・調整まで 調整まで (60kg当り)
	稚	中 苗					
	一箱当り	107-ル当り 一箱当り					
熊 本			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
			15,400	7,700	7,700	16,000	33,000
宇 城	(1) 517	(1) 22		(1)	(1)	(1)	(1)
				6,050	7,700	7,150	800
玉 名	(1) 545	(1) 22	(1) 518	(2) 5,636	(1) 4,000	(2) 6,545	(2) 2,000
			(1) 364	(1) 5,455	(1) 4,545	(1) 5,455	(1) 1,818
鹿 本			(2) 582	(4) 5,375	(4) 7,770	(4) 6,558	(4) 2,125
菊 池			(3) 694	(4) 6,305	(5) 6,358	(6) 6,041	(3) 3,633
阿 蘇	(1) 500	(1) 23	(1) 500	(1) 5,455	(1) 6,364	(1) 5,000	(1) 1,818
上益城	(1) 455	(1) 25	(1) 455	(1) 11,818	(1) 5,909	(1) 6,000	(1) 3,500
八 代				(2) 6,679	(2) 8,095	(2) 8,433	(1) 4,500
芦 北			(1) 9,300	(1) 5,000	(1) 4,300	(1) 6,000	(1) 13,400
球 磨			(1) 573	(1) 7,091	(1) 6,455	(1) 5,727	(1) 3,182
天 草	(1) 573	(1) 20		(1) 6,311	(1) 6,633	(1) 6,503	(1) 2,835
県平均	(8) 584	(8) 21	(9) 547	(16) 11,696	(20) 6,311	(21) 6,503	(15) 2,835

(注) 1 () 内は回答農業委員会数

2 「乾燥・調整のみ」は60kg当たりの料金、それ以外の作業は10a 当たり。

(2) 全面作業の受託料金

水稻作の全面受託作業とは「耕起・代かき」から「乾燥・調整作業」までをいい、「種粃・除草剤・肥料・農薬代等（込み）」と、「同（別）」に分けて調査した。

回答農業委員会数は少ないが、全面作業受託の事例を地区別にみると、阿蘇地区での全面受託の実態が多い。

受託主体別にみると、個人農家で生産資材（込み）料金の県平均は 72,370 円、生産資材（別）料金は 55,189 円となっている。

一方、生産組織等では、生産資材（込み）料金は 66,200 円、生産資材（別）料金は 52,742 円であった。

表 3 全面作業の受託料金額（県平均）と回答農業委員会数

（10a 当たり：円）

作業別 受託主体		個人農家		生産組織	
		農委会数	金額	農委会数	金額
耕起・代かきから ↓ 乾燥・調整作業まで	種粃・除草剤・肥料・農薬代等（込み）	6	72,370	3	66,200
	種粃・除草剤・肥料・農薬代等（別）	9	55,189	4	52,742

表4 受託主体別・全面作業受託料金額

(地区別)

(10a当たり:円)

	個 人 農 家		生 産 組 織 等	
	耕起代かき→脱穀調整作業まで		耕起代かき→脱穀調整作業まで	
	種粃・除草剤・ 肥料・農薬代等(込み)	種粃・除草剤・ 肥料・農薬代等(別)	種粃・除草剤・ 肥料・農薬代等(込み)	種粃・除草剤・ 肥料・農薬代等(別)
熊 本		(1) 60,000		(1) 60,000
宇 城				
玉 名		(1) 69,200		
鹿 本				
菊 池				
阿 蘇	(4) 71,930	(5) 51,480	(2) 64,500	(2) 49,934
上益城	(1) 76,900	(1) 59,000		
八 代	(1) 69,600	(1) 51,100	(1) 69,600	(1) 51,100
芦 北				
球 磨				
天 草				
県平均	(6) 72,370	(9) 55,189	(3) 66,200	(4) 52,742

(注) () 内は回答農業委員会数

2. オペレータ賃金について（表5）

オペレータ賃金とは、「機械を持ち込まず、単なるオペレータとして雇われる場合」の賃金であり、賄いを含めない現金支払額のみとした。従って、オペレータ賃金は、純然たる労働賃金であり、機械の使用料金・償却費・燃料費は含まないこととした。

なお、JAの職員によるオペレータは対象から除外した。

作業機械は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」とした。今回の調査結果では、県平均の「1時間当たり」では、「トラクター」が1,259円、「田植機」が1,272円、「コンバイン」が1,517円となった。

また、「1日当たり」では、「トラクター」が9,471円、「田植機」が9,429円、「コンバイン」が11,541円であった。

表5 オペレーター賃金（地区別）

（単位：円）

	トラクター		田植機		コンバイン	
	1時間 当たり	1日 当たり	1時間 当たり	1日 当たり	1時間 当たり	1日 当たり
熊 本	(1) 1,000		(1) 1,000		(1) 1,000	
宇 城	(1) 1,300	(1) 10,400	(1) 1,300	(1) 10,400	(1) 1,700	(1) 13,600
玉 名	(2) 1,350		(2) 1,350		(2) 1,350	
鹿 本						
菊 池	(3) 1,244	(3) 9,767	(2) 1,117	(2) 8,650	(3) 1,467	(3) 11,433
阿 蘇	(6) 1,257	(5) 9,873	(6) 1,296	(5) 10,273	(6) 1,791	(5) 13,967
上益城						
八 代	(1) 1,136	(1) 9,091	(1) 1,364	(1) 10,909	(1) 1,534	(1) 12,273
芦 北						
球 磨	(3) 1,251	(7) 8,903	(3) 1,248	(7) 8,618	(3) 1,251	(7) 9,675
天 草	(1) 1,500	(1) 10,000	(1) 1,500	(1) 10,000	(2) 1,500	(1) 10,000
県平均	(18) 1,259	(18) 9,471	(17) 1,272	(17) 9,429	(19) 1,517	(18) 11,541

（注）（ ）内は回答農業委員会数

3. 農業臨時雇賃金について（表6-1～表6-10、7-1～7-5）

農業臨時雇賃金は、ある農作業について、臨時的に雇われる者（年雇や季節雇は除く）に支払われる賃金であり、これを「現金実支払額」と、食事等賄評価額、送迎費、土産代などの現金以外に支給される「その他の費用」とに分けて1日当たりで把握し、あわせて休憩時間も含めた1日の「労働時間」を調査した。

（1）1日当たりの現金支払額

1日当たりの現金支払額を県平均でみると、「農作業一般の専門作業」が男性9,699円、女性9,023円となり、対前年比では男性は8.4%、女性は1.1%上昇した。

また、「農作業一般の一般・軽作業」では、男性8,005円、女性7,890円となり、対前年比では男性は6.8%、女性は6.2%上昇した。

作業別支払額の比較については、回答農業委員会数が少ないが、男性は最も高いのが「専門作業の高接」で10,300円（対前年比2.7%下落）、女性は「い草の植付作業」、「水稻・手刈」で10,000円（対前年同額）となっている。

（2）熊本県最低賃金額との比較

各臨時雇賃金について、令和6年10月5日に適用される熊本県最低賃金額（1時間あたり952円）を8時間換算した額（7,616円）を100とした指数でみると、「農作業一般の専門作業」の男性が124、同女性が115、「農作業一般の一般・軽作業」の男性が102、同女性が101の割合になる。

また、同様に「水稻・機械の補助作業」男性106、女性109、「水稻・手植（田植）」男性102、女性102、「水稻・手刈（稲刈）」男性128、女性128、「果樹の専門作業（剪定）」男性128、女性121、「果樹の専門作業（高接）」男性132、女性123、「果樹の摘果」男性102、女性100、「果樹の収穫」男性107、女性106、「い草の植付作業」男女ともに128の割合となっている。

（3）1日当たりの支払総額

1日当たりの「支払総額」（「現金支払額」＋「その他の費用」）は、県平均をみると「農作業一般の専門作業」が男性10,160円、女性9,505円となり、対前年比で男性が9.1%、女性が2.0%上昇した。

また、同様に「農作業一般の一般・軽作業」では、男性8,150円、女性8,100円となり、対前年比で男女ともに7.1%上昇した。

作業別支払総額の比較については、「現金支払額」同様に回答農業委員会数が少ないが、男性で最も高いのが「果樹の専門作業（高接）」で10,300円（対前年比2.7%下落）、女性は「い草の植付作業」で10,000円（対前年同額）であった。

(4) 1日当たりの労働時間

男女とも、ほとんどの作業で、1日当たりの労働時間は8.0時間であった。

表6-1 農業臨時雇賃金額、労働時間（地区平均）（男性）

（単位：円）

	農 業				一 般				水 稲			
	専 門 作 業		農 作 業		一 般 作 業		機 械 作 業		機 械 作 業		補 助 作 業	
	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間
熊 本												
宇 城	(1) 8,000	(1) 500	(1) 8,500	(1) 8.0	(2) 7,850	(1) 500	(2) 8,100	(2) 8.0	(1) 8,000	(1) 500	(1) 8,500	(1) 8.0
玉 名	(1) 11,500	(1) 500	(1) 12,000	(1) 7.5	(3) 7,460	(1) 500	(3) 7,627	(3) 7.8	(2) 9,200		(2) 9,200	(2) 8.0
鹿 本									(1) 6,000		(1) 6,000	(1) 6.0
菊 池	(1) 12,500		(1) 12,500	(1) 7.5	(3) 7,932		(3) 7,932	(3) 7.8	(2) 8,058		(2) 8,058	(2) 7.8
阿 蘇	(4) 9,747	(3) 869	(4) 10,399	(4) 7.9	(4) 7,301	(2) 813	(4) 7,708	(4) 7.9	(2) 6,897	(2) 875	(2) 7,772	(2) 8.0
上益城	(1) 8,000		(1) 8,000	(1) 8.0	(3) 8,333		(3) 8,333	(3) 8.0				
八 代	(1) 10,000	(1) 1,000	(1) 11,000	(1) 8.0	(2) 7,808	(1) 1,000	(2) 8,308	(2) 8.0	(2) 8,808	(1) 1,000	(2) 9,308	(2) 8.0
芦 北					(3) 9,542		(3) 9,542	(3) 8.0	(2) 9,976		(2) 9,976	(2) 8.0
球 磨					(3) 8,067		(3) 8,067	(3) 8.0	(1) 7,784		(1) 7,784	(1) 8.0
天 草	(1) 8,000		(1) 8,000	(1) 8.0	(2) 7,800		(2) 7,800	(2) 8.0				
県平均	(10) 9,699	(6) 768	(10) 10,160	(10) 8.0	(25) 8,005	(5) 725	(25) 8,150	(25) 8.0	(13) 8,282	(4) 813	(13) 8,532	(13) 8.0

（注）1 （ ）内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」＋「その他の費用」＝「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているので、一致しない。

表6-2 農業臨時雇賃金額、労働時間（地区平均）（男性つづき）

（単位：円）

	水				稲				果 樹			
	手 植（田 植）		手 刈（ 稲 刈）		手 刈（ 稲 刈）		専 門 作 業（剪定）		専 門 作 業（剪定）		専 門 作 業（剪定）	
	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間
熊 本												
宇 城												
玉 名									(2)		(2)	(2)
鹿 本									11,500		11,500	8.0
									(1)		(1)	(1)
									9,000		9,000	8.0
菊 池												
阿 蘇												
上益城												
八 代	(1) 8,000	(1) 1,000	(1) 9,000	(1) 8.0	(1) 10,000	(1) 1,000	(1) 11,000	(1) 8.0	(1) 7,616		(1) 7,616	(1) 8.0
芦 北									(3)		(3)	(3)
									11,440		11,440	8.0
球 磨									(6)		(6)	(6)
									9,293		9,293	7.9
天 草												
県平均	(1) 8,000	(1) 1,000	(1) 9,000	(1) 8.0	(1) 10,000	(1) 1,000	(1) 11,000	(1) 8.0	(13) 9,977	() 0	(13) 9,977	(13) 8.0

(注) 1 () 内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」+「その他の費用」=「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているので、一致しない。

表6－3 農業臨時雇賃金額、労働時間（地区平均）（男性つづき）

（単位：円）

	果						樹					
	専 門 作 業（高接）			摘 果			作 業			收 穫		
	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間
熊 本					(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		(1)	(1)
宇 城					5,000		5,000	5.0	8,000		8,000	8.0
玉 名	(2)		(2)	(2)	(3)		(2)	(2)	(2)		(2)	(2)
	11,500		11,500	8.0	7,567		7,567	7.8	8,150		8,150	7.8
鹿 本					(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
					8,000	200	8,200	8.0	8,000	200	8,200	8.0
菊 池												
阿 蘇									(1)	(1)	(1)	(1)
									6,750	1,000	7,750	8.0
上益城												
八 代	(1)		(1)	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)		(1)	(1)
	7,616		7,616	8.0	7,616		7,616	8.0	7,616		7,616	8.0
芦 北	(3)		(3)	(3)	(3)		(3)	(3)	(3)		(3)	(3)
	11,440		11,440	8.0	9,471		9,471	8.0	9,471		9,471	8.0
球 磨	(3)		(3)	(3)					(1)		(1)	(1)
	9,253		9,253	8.0					8,800		8,800	8.0
天 草												
県平均	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(1)	(8)	(8)	(10)	(2)	(10)	(10)
	10,300	0	10,300	8.0	7,970	200	8,091	8.0	8,388	600	8,508	8.0

（注）1 （ ）内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」＋「その他の費用」＝「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているので、一致しない。

表6－4 農業臨時雇賃金額、労働時間（地区平均）（男性つづき）

（単位：円）

	果 樹				い 草				関 係			
	選 果		作 業		植 付		作 業		収 穫		作 業	
	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間 (1)	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間 (1)	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間 (1)
熊 本	(1) 5,000		(1) 5,000	(1) 5.0								
宇 城												
玉 名	(2) 5,750		(2) 5,750	(2) 5.8								
鹿 本												
菊 池												
阿 蘇												
上益城												
八 代	(1) 7,616		(1) 7,616	(1) 8.0	(1) 10,000		(1) 10,000	(1) 8.0				
芦 北	(3) 9,471		(3) 9,471	(3) 8.0								
球 磨	(1) 8,800		(1) 8,800	(1) 8.0								
天 草	(1) 7,700		(1) 7,700	(1) 8.0								
県平均	(9) 7,670	(9) #DIV/0!	(9) 7,670	(9) 7.0	(1) 10,000	(1) 0	(1) 10,000	(1) 8.0	(1) 0	(1) 0	(1) 0	(1) 0.0

（注）1 （ ）内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」＋「その他の費用」＝「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているので、一致しない。

表 6－5 農業臨時雇賃金額、労働時間（地区平均）（男性つづき）

（単位：円）

	野菜・花き関係（植付、収穫、選別等）				タ バ コ（収穫等）			
	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間
熊 本	(1) 5,400		(1) 5,400	(1) 6.0				
宇 城								
玉 名	(1) 8,000		(1) 8,000	(1) 8.0				
鹿 本								
菊 池								
阿 蘇								
上益城	(1) 8,000		(1) 8,000	(1) 8.0				
八 代								
芦 北								
球 磨	(1) 8,800		(1) 8,800	(1) 8.0	(1) 8,800		(1) 8,800	(1) 8.0
天 草	(1) 7,700		(1) 7,700	(1) 8.0				
県平均	(5) 7,580	0	(5) 7,580	(5) 8.0	(1) 8,800	0	(1) 8,800	(1) 8.0

（注）1（ ）内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」＋「その他の費用」＝「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているため、一致しない

表6-6 農業臨時雇賃金額、労働時間（地区平均）（女性）

	農 業				一 般				水 稲			
	専 門 作 業		農 作 業		一 般 作 業		機 械 作 業 の 補 助 作 業		機 械 作 業 の 補 助 作 業		機 械 作 業 の 補 助 作 業	
	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間
熊 本												
宇 城	(1) 8,000	(1) 500	(1) 8,500	(1) 8.0	(2) 7,850	(1) 500	(2) 8,100	(2) 8.0	(1) 8,000	(1) 500	(1) 8,500	(1) 8.0
玉 名					(2) 7,350	(1) 500	(2) 7,600	(2) 7.8	(1) 10,000		(1) 10,000	(1) 8.0
鹿 本												
菊 池	(1) 8,500		(1) 8,500	(1) 7.5	(3) 7,932		(3) 7,932	(3) 7.8	(1) 7,616		(1) 7,616	(1) 8.0
阿 蘇	(4) 9,677	(3) 944	(4) 10,385	(4) 7.9	(5) 7,059	(3) 942	(5) 7,624	(5) 7.9	(2) 6,690	(2) 895	(2) 7,585	(2) 8.0
上益城	(1) 8,000		(1) 8,000	(1) 8.0	(3) 8,333		(3) 8,333	(3) 8.0				
八 代	(1) 10,000	(1) 1,000	(1) 11,000	(1) 8.0	(2) 7,808	(1) 1,000	(2) 8,308	(2) 8.0	(2) 8,808	(1) 1,000	(2) 9,308	(2) 8.0
芦 北					(2) 10,035		(2) 10,035	(2) 8.0	(1) 11,352		(1) 11,352	(1) 8.0
球 磨					(3) 7,867		(3) 7,867	(3) 8.0				
天 草	(1) 8,000		(1) 8,000	(1) 8.0	(1) 7,700		(1) 7,700	(1) 8.0				
県平均	(9) 9,023	(5) 866	(9) 9,505	(9) 8.0	(23) 7,890	(6) 804	(23) 8,100	(23) 8.0	(8) 8,496	(4) 823	(8) 8,907	(8) 8.0

(注) 1 () 内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」+「その他の費用」=「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているので、一致しない。

表6-7 農業臨時雇賃金額、労働時間（地区平均）（女性つづき）

（単位：円）

	水				稲				果 樹			
	手 植（田 植）		手 刈（稲 刈）		手 刈（稲 刈）		手 刈（稲 刈）		専 門 作 業		専 門 作 業	
	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間
熊 本												
宇 城												
玉 名									(1) 9,000	(1) 9,000	(1) 9,000	(1) 8.0
鹿 本												
菊 池												
阿 蘇												
上益城												
八 代	(1) 8,000	(1) 1,000	(1) 9,000	(1) 8.0	(1) 10,000	(1) 1,000	(1) 11,000	(1) 8.0	(1) 7,616	(1) 7,616	(1) 7,616	(1) 8.0
芦 北									(1) 11,352	(1) 11,352	(1) 11,352	(1) 8.0
球 磨									(5) 9,600	(5) 9,600	(5) 9,600	(5) 7.9
天 草												
県平均	(1) 8,000	(1) 1,000	(1) 9,000	(1) 8.0	(1) 10,000	(1) 1,000	(1) 11,000	(1) 8.0	(8) 9,496	(8) 9,496	(8) 9,496	(8) 8.0

（注）1 （ ）内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」＋「その他の費用」＝「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているので、一致しない。

表6-8 農業臨時雇賃金額、労働時間（地区平均）（女性つづき）

（単位：円）

	果										樹			
	専 門 作 業（高接）				摘 果 作 業				収 穫					
	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間		
熊 本					(1) 5,000	(1) 5,000	(1) 5,000	(1) 5.0	(1) 8,000	(1) 8,000	(1) 8,000	(1) 8.0		
宇 城														
玉 名	(1) 9,000		(1) 9,000	(1) 8.0	(2) 7,350	(2) 7,350	(2) 7,350	(2) 7.8	(3) 7,460	(3) 7,460	(3) 7,460	(3) 7.8		
鹿 本					(1) 8,000	(1) 200	(1) 8,200	(1) 8.0	(1) 8,000	(1) 200	(1) 8,200	(1) 8.0		
菊 池														
阿 蘇														
上益城														
八 代	(1) 7,616		(1) 7,616	(1) 8.0	(1) 7,616	(1) 7,616	(1) 7,616	(1) 8.0	(1) 7,616	(1) 7,616	(1) 7,616	(1) 8.0		
芦 北	(1) 11,352		(1) 11,352	(1) 8.0	(1) 11,352	(1) 11,352	(1) 11,352	(1) 8.0	(1) 11,352	(1) 11,352	(1) 11,352	(1) 8.0		
球 磨	(2) 10,000		(2) 10,000	(1) 8.0					(1) 8,800		(1) 8,800	(1) 8.0		
天 草														
県平均	(5) 9,594	() 0	(5) 0	(4) 0.0	(6) 7,778	(1) 200	(6) 7,811	(6) 7.0	(8) 8,269	(1) 200	(8) 8,294	(8) 8.0		

（注）1 （ ）内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」＋「その他の費用」＝「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているので、一致しない。

表6-9 農業臨時雇賃金額、労働時間（地区平均）（女性につき）

（単位：円）

	果 樹				い 草				関 係			
	選 果		作 業		植 付		作 業		収 穫		作 業	
	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間
熊 本	(1) 5,000		(1) 5,000	(1) 5.0								
宇 城												
玉 名	(3) 6,393		(3) 6,393	(3) 6.5								
鹿 本	(1) 8,000	(1) 200	(1) 8,200	(1) 8.0								
菊 池												
阿 蘇												
上益城												
八 代	(1) 7,616		(1) 7,616	(1) 8.0	(1) 10,000		(1) 10,000	(1) 8.0				
芦 北	(1) 11,352		(1) 11,352	(1) 8.0								
球 磨	(1) 8,800		(1) 8,800	(1) 8.0								
天 草	(1) 7,700		(1) 7,700	(1) 8.0								
県平均	(9) 7,516	(1) 200	(9) 7,539	(9) 7.0	(1) 10,000	(1) 0	(1) 10,000	(1) 8.0	(1) 0	(1) 0	(1) 0	(1) 0.0

（注）1 （ ）内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」＋「その他の費用」＝「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているので、一致しない。

表6-10 農業臨時雇賃金額、労働時間（地区平均）（女性つづき）

(単位：円)

	野菜・花き関係（植付、収穫、選別等）				タバコ（収穫等）			
	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間	現金支払額 ①	他の費用 ②	支払総額 ①+②	労働時間
熊 本	(1) 5,400		(1) 5,400	(1) 6.0				
宇 城								
玉 名	(1) 5,760		(1) 5,760	(1) 6.0				
鹿 本								
菊 池								
阿 蘇	(1) 7,000	(1) 1,000	(1) 8,000	(1) 8.0				
上益城	(1) 8,000		(1) 8,000	(1) 8.0				
八 代								
芦 北								
球 磨	(1) 8,800		(1) 8,800	(1) 8.0	(1) 8,800		(1) 8,800	(1) 8.0
天 草	(1) 7,700		(1) 7,700	(1) 8.0				
県平均	(6) 7,110	(1) 1,000	(6) 7,277	(6) 7.0	(1) 8,800	0	(1) 8,800	(1) 8.0

（注）1 （ ）内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」＋「その他の費用」＝「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているので、一致しない。

表7-1 農業臨時雇賃金額、労働時間（県平均の前年比較）

（単位：円）

		農 作 業				一 般				水 稲			
		専 門 作 業		農 作 業		一 般		一 般		機 械 作 業 の 補 助 作 業		機 械 作 業 の 補 助 作 業	
		現金支払額	その他の費用	支払総額	労働時間	現金支払額	その他の費用	支払総額	労働時間	現金支払額	その他の費用	支払総額	労働時間
令和5年度	男性	(12) 8,944	(7) 614	(12) 9,303	(12) 8.0	(33) 7,494	(5) 750	(33) 7,608	(33) 8.0	(20) 7,552	(4) 813	(20) 7,715	(20) 8.0
	女性	(10) 8,929	(6) 653	(10) 9,320	(10) 8.0	(32) 7,429	(6) 721	(32) 7,564	(32) 8.0	(15) 7,446	(5) 758	(15) 7,699	(15) 8.0
令和6年度	男性	(10) 9,699	(6) 768	(10) 10,160	(10) 8.0	(25) 8,005	(5) 725	(25) 8,150	(25) 8.0	(13) 8,282	(4) 813	(13) 8,532	(13) 8.0
	女性	(9) 9,023	(5) 866	(9) 9,505	(9) 8.0	(23) 7,890	(6) 804	(23) 8,100	(23) 8.0	(8) 8,496	(4) 823	(8) 8,907	(8) 8.0
対前年比 (%)	男性	108.4	125.1	109.2	100.0	106.8	96.7	107.1	100.0	109.7	100.0	110.6	100.0
	女性	101.1	132.6	102.0	100.0	106.2	111.5	107.1	100.0	114.1	108.6	115.7	100.0

注1 () 内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」＋「その他費用」＝「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているの
一致しない

表7-2 農業臨時雇賃金額、労働時間（県平均の前年比較）

（単位：円）

		水						稲				果 樹			
		手 植（田 植）			手 刈（稲 刈）			専 門 作 業（剪定）				専 門 作 業（剪定）			
		現金支払額	その他の費用	支払総額	労働時間	現金支払額	その他の費用	支払総額	労働時間	現金支払額	その他の費用	現金支払額	その他の費用	支払総額	労働時間
令和5年度	男性	(1) 7,190	(1) 0	(1) 7,190	(1) 8.0	(1) 8,000	(1) 0	(1) 8,000	(1) 8.0	(11) 9,297	(11) 0	(11) 9,297	(11) 0	(11) 9,297	(11) 8.0
	女性	(1) 7,190	(1) 0	(1) 7,190	(1) 8.0	(1) 8,000	(1) 0	(1) 8,000	(1) 8.0	(8) 9,237	(8) 0	(8) 9,237	(8) 0	(8) 9,237	(8) 8.0
令和6年度	男性	(1) 8,000	(1) 1,000	(1) 9,000	(1) 8.0	(1) 10,000	(1) 1,000	(1) 11,000	(1) 8.0	(13) 9,977	(13) 0	(13) 9,977	(13) 0	(13) 9,977	(13) 8.0
	女性	(1) 8,000	(1) 1,000	(1) 9,000	(1) 8.0	(1) 10,000	(1) 1,000	(1) 11,000	(1) 8.0	(8) 9,496	(8) 0	(8) 9,496	(8) 0	(8) 9,496	(8) 8.0
対前年比 (%)	男性	111.3		125.2	100.0	125.0		137.5	100.0	107.3		107.3		107.3	100.0
	女性	111.3		125.2	100.0					102.8		102.8		102.8	100.0

注1 ()内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」+「その他費用」=「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているの
一致しない

表7-4 農業臨時雇賃金額、労働時間（県平均の前年比較）

（単位：円）

	果 樹				い 草				係 関			
	選 果		作 業		植 付		作 業		収 穫		作 業	
	現金支払額	その他の費用	支払総額	労働時間	現金支払額	その他の費用	支払総額	労働時間	現金支払額	その他の費用	支払総額	労働時間
令和5年度	男性	(11)	(1)	(11)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
		7,033	200	7,051	7.0	10,000	0	10,000	8.0	0	0	0.0
令和6年度	女性	(11)	(1)	(11)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
		6,967	200	6,985	7.0	10,000	0	10,000	8.0	0	0	0.0
令和6年度	男性	(9)	(1)	(9)	(9)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
		7,670		7,670	7.0	10,000	0	10,000	8.0	0	0	0.0
対前年比 (%)	女性	(9)	(1)	(9)	(9)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
		7,516	200	7,539	7.0	10,000	0	10,000	8.0	0	0	0.0
対前年比 (%)	男性	109.1		108.8	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0			
	女性	107.9	100.0	107.9	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0			

注1 () 内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」+「その他費用」=「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているの
一致しない

表 7－5 農業臨時雇賃金額、労働時間（県平均の前年比較）

（単位：円）

		野菜・花き関係（植付、収穫、選別等）				タバコ（収穫等）			
		現金支払額	その他の費用	支払総額	労働時間	現金支払額	その他の費用	支払総額	労働時間
令和5年度	男性	(7) 7,025	(2) 543	(7) 7,180	(7) 8.0	(1) 8,000	() 0	(1) 8,000	(1) 8.0
	女性	(8) 6,600	(3) 695	(8) 6,861	(8) 7.0	(1) 8,000	() 0	(1) 8,000	(1) 8.0
令和6年度	男性	(5) 7,580	() —	(5) 7,580	(5) 8.0	(1) 8,800	() 0	(1) 8,800	(1) 8.0
	女性	(6) 7,110	(1) 1,000	(6) 7,277	(6) 7.0	(1) 8,800	() 0	(1) 8,800	(1) 8.0
対前年比 （％）	男性	107.9	0.0	105.6	100.0	110.0		110.0	100.0
	女性	107.7	143.9	106.1	100.0	110.0		110.0	100.0

注1 () 内は回答農業委員会数

2 「現金支払額」＋「その他費用」＝「支払総額」となるが、「その他の費用」の回答農業委員会数が異なり、平均値を四捨五入しているので、一致しない。

4. 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）について（表8）

標準（協定）賃金は、市町村・農業委員会やＪＡ等が農作業の受託料金や臨時雇賃金の目安を示すものであり、単なる臨時的な雇賃金だけでなく、部分農作業料金を設けているケースも多くなっている。

今回、回答のあった45農業委員会で見ると、そのうち28農業委員会管内で標準（協定）賃金が定められている。どのような協定賃金が定められているか（重複回答あり）をみると、部分農作業料金が26（協定賃金が定められている市町村の92.9%）、臨時雇賃金9（同32.1%）等となっており、複数の協定賃金が策定されている市町村も多くみられる。

また、どのような機関が定めているかをみると、22が市町村・農業委員会、標準（協定）が定められている市町村のうち全体の78.6%を占めている。

なお、ＪＡでも8（28.6%）で定められている。協定賃金が守られているかどうかでは、協定賃金が定められている28市町村のすべてで「非常によく守られている」または「比較的守られている」との回答を得た。

表 8 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）について

	標準（協定） を定めているか いる		定めている場合の様な料金か				定めている場合の機能				標準賃金等は守られているか							
			部分作 業料金	全面作 業料金	パ ^レ ター 料	臨時雇 賃 金	倒伏・湿 田の作業	その他	計	市町村 農委会	J A	普及 センター	生 産 組織等	その他	計	非常によ ^く 守 られている	比較的守 られている	守られて いない
熊 本		1							0						0			
宇 城	2	1	1			1			2	2					2		2	
玉 名	2	4	2	1		1	1		5	2					2		2	
鹿 本		1							0						0			
菊 池	4		4				1		5	1	1		2		4	2	2	
阿 蘇	1	6	1				1		2				1		1		1	
上益城	4	1	4			1			5	4					4	1	3	
八 代	1	1	1						1	1					1		1	
芦 北	2	1	1	1					2	1	1				2	1	1	
球 磨	9	1	9		4	3	1		17	8	4		1	1	14		9	
天 草	3		3			2	3		8	3	2				6			3
県平均	(100.0)	28	(92.9)	(7.1)	(21.4)	(32.1)	(14.3)		(78.6)	(28.6)			(17.9)	(3.6)	36	(14.3)	(85.7)	
		17	26	2	6	9	4		47	22	8		5	1	36	4	24	

(注) 1 「どのような協定賃金が定められているか」また「協定賃金を定めているのはどのような機関か」については重複回答あり。

2 県合計の () 内は、協定賃金が定められている28市町村に対する割合。

5. 通勤他産業の賃金について（表 9－1、9－2、10）

調査対象農業委員会（地区）並びに近郊（通勤可能範囲）における臨時雇（パート）賃金と、主要産業（農外）の恒常的賃金（30歳基準・雇用形態・6ヶ月以上勤務の場合）の賃金について、業種ごとに平均的な1日当たり（8時間）の賃金額の水準を調べた。

なお、恒常的賃金については、本給及び諸手当を含めた年間給与を12×25分の1にして日当換算した。

（1）臨時雇（パート）賃金（1日当たり）

最も高い賃金の業種は、男女とも「建設業」で男性9,372円、女性8,883円となった。

次いで高いのは、男性が「公的勤務」8,599円で、女性が「公的勤務」8,534円という結果となった。次いで、男性が「製造業」8,162円で、女性が「製造業」7,956円と続いている。

（2）主要産業（農外）の恒常的賃金（30歳基準、1日当たり）

通勤している他産業の業種で、最も高い賃金の業種は、男性では「公的勤務」12,990円、女性も「公的勤務」で12,990円となっている。次いで、男性では「建設業」の10,243円、「製造業」の7,989円の順となっており、女性では「サービス業」の10,000円、「建設業」の9,797円の順となっている。

表 9－1 通勤可能範囲での臨時雇（パート）賃金（県平均）

（単位：円）

		公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	シルバー賃金
令和5年	男性	(33) 7,700	(13) 8,882	(8) 7,658	(5) 7,882	(6) 7,695	(25) 7,169
	女性	(32) 7,689	(13) 8,649	(8) 7,450	(5) 7,240	(6) 7,575	(25) 7,124
令和6年	男性	(31) 8,599	(13) 9,372	(9) 8,162	(7) 7,751	(8) 7,913	(23) 7,688
	女性	(32) 8,534	(12) 8,883	(9) 7,956	(7) 7,617	(8) 7,790	(23) 7,665
対前年比	男性	111.7	105.5	106.6	98.3	102.8	107.2
	女性	111.0	102.7	106.8	105.2	102.8	107.6

（注）（ ）内は回答農業委員会数

表 9-2 通勤可能範囲での臨時雇い（パート）賃金（1日当たり）

	公的勤務		建設業		製造業		卸・小売業		サービス業		シルバー賃金	
	金 額		金 額		金 額		金 額		金 額		金 額	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
熊 本	(1) 10,576	(1) 10,576										
宇 城		(1) 6,531									(1) 7,264	(1) 7,264
玉 名	(4) 8,499	(4) 8,499	(3) 9,100	(3) 9,100	(3) 8,533	(3) 8,533	(3) 7,872	(3) 7,872	(3) 7,872	(3) 7,872	(3) 8,133	(3) 8,133
鹿 本												
菊 池	(3) 9,073	(3) 9,073									(3) 8,831	(3) 8,831
阿 蘇	(5) 8,635	(5) 8,635	(3) 10,000	(3) 10,000	(1) 8,000	(1) 8,000	(1) 7,700	(1) 7,700	(2) 8,350	(2) 8,350	(1) 6,800	(1) 6,800
上益城	(5) 8,497	(5) 8,497			(1) 8,000	(1) 8,000					(3) 7,840	(3) 7,840
八 代	(1) 8,105	(1) 8,105	(1) 9,080	(1) 9,080	(1) 9,160	(1) 9,160	(1) 8,560	(1) 8,560	(1) 8,600	(1) 8,600	(1) 8,448	(1) 8,448
芦 北	(3) 8,232	(3) 8,232	(2) 9,979	(2) 9,979	(1) 7,500	(1) 7,500	(1) 7,184	(1) 7,184	(1) 7,184	(1) 7,184	(2) 7,340	(2) 7,340
球 磨	(7) 8,235	(7) 8,235	(3) 8,500	(3) 8,500	(1) 7,200	(1) 7,200	(1) 7,200	(1) 7,200	(1) 7,200	(1) 7,200	(7) 7,052	(7) 7,052
天 草	(2) 9,333	(2) 9,333	(1) 10,000	(1) 10,000	(1) 8,000	(1) 8,000					(2) 7,924	(2) 7,924
県平均	(31) 8,599	(32) 8,534	(13) 9,372	(12) 8,883	(9) 8,162	(9) 7,956	(7) 7,751	(7) 7,617	(8) 7,913	(8) 7,790	(23) 7,688	(23) 7,665

(注) () 内は回答農業委員会数

表10 市町村から通勤する主要産業（農外）の1日当たり恒常的賃金(30歳基準)

(単位：円)

	公的勤務		建設業		製造業		卸・小売業		サービス業		その他	
	金 額	性 別	金 額	性 別	金 額	性 別	金 額	性 別	金 額	性 別	金 額	性 別
熊 本		男性		女性		男性		女性		男性		女性
宇 城												
玉 名											(1) 7,264	(1) 7,264
鹿 本												
菊 池	(1) 15,400	(1) 15,400										
阿 蘇	(1) 13,826	(1) 13,826	(3) 12,200	(2) 12,500						(1) 10,000		
上益城	(1) 7,574	(1) 7,574										
八 代	(1) 14,143	(1) 14,143										
芦 北			(1) 7,500	(1) 7,184								
球 磨	(1) 13,300	(1) 13,300	(3) 9,200	(2) 8,400								
天 草	(1) 13,697	(1) 13,697			(1) 8,000	(1) 8,000						
県平均	(6) 12,990	(6) 12,990	(7) 10,243	(5) 9,797	(2) 7,989	(3) 7,992	(0) #DIV/0!	(0) #DIV/0!		(1) 10,000	(1) 7,264	(1) 7,264

(注) () 内は回答農業委員会数

6. 農業委員会（地区）内の農外諸賃金について（表 1 1）

農業委員会（地区）内の農外諸賃金をみると、県平均では「左官」が 21,554 円と最も高く、次いで「大工」の 20,741 円、「土木工」の 16,539 円、そして「伐出」の 15,300 円、「造林」の 15,288 円の順となっている。

業種間の格差では、最も高い「左官」を 100 とすると、最も低い「造林」は 71 となり昨年から賃金格差は小さくなっている。

表 1 1 農業委員会（地区）内の農外諸賃金

（単位：円）

	大 工	左 官	土 木 工	造 林	伐 出
熊 本					
宇 城					
玉 名	(3) 25,800	(3) 25,700	(2) 28,400	(1) 22,500	
鹿 本					
菊 池	0				
阿 蘇	(2) 17,500	(2) 17,500		(1) 10,000	
上益城	(2) 25,800	(2) 25,700	(2) 20,300		
八 代	(1) 9,680		(1) 10,630		
芦 北	(2) 21,900	(2) 21,850	(2) 13,900	(1) 7,500	(1) 8,000
球 磨	(3) 21,833	(3) 21,467	(3) 15,833	(4) 17,225	(4) 17,600
天 草	(1) 17,000	(1) 17,000	(1) 12,000	(1) 13,400	(1) 13,400
県平均	(14) 20,741	(13) 21,554	(11) 16,539	(8) 15,288	(6) 15,300

（注）（ ）内は回答農業委員会数